

令和6年度第2回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和6年10月30日（水） 13：00～15：00

出席委員：岡山委員、奥村委員、小根山委員、加用委員、鶴田委員、奈良委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員（五十音順）

欠席委員：梅田委員、奥委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料 2	全般	ご報告いただいたことは全体的に問題ない。世界における日本の立ち位置、方向性等を示しなど、海外も含めた視野があるとよい。 基準値1について、かなり高い基準を設定しているが、高性能のものを少し買うよりも、低くてもたくさん買ってもらった方がよい。国民に買ってもらうのが効果的だと思うが、コミュニケーションだけでは弱いため、具体的に国民に対して何を求めるのか具体化できるとよい。 シェアリング、リユースについても具体的にどうするのが見えてくると、今後おもしろいのではないかと。 PDCAのチェックの部分が弱いのではないかと。調達実績から購入は把握できるが、その他にシェアリングしたのか、していないのかなどは調べているのか。あるいは、先ほどの国民に対するコミュニケーションについても、実施の状況をどのようにチェックするのかきちんとしていくと、次につながっていくのではないかと。	世界的な動きの中で日本としてこういう経済を作ろうという中のグリーンプロキュアメントだと思ってやっている。世界経済構造を変えていくグリーン購入の役割を考えた上で、もう少しできるのではないかと考えていた。非常に重要な視点である。また、民間については、別途デコ活など、世の中全体でそちらの方向に行くところの連携を内部で検討しており、もう少し前を向くようにしていきたい。リデュース、リユースの話やシェアリングのところも、デコ活の話も含め、一体的にやっていくことが重要であると認識している。
2	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料 2	2段階基準について	定義で、基準値1、基準値2、配慮事項と記載があるが、基準値1と基準値2の関係性の記載があると良い。実際に、基準値1に適合となるには、基準値2も満たした上で基準値1に適合する必要があるという上位互換の関係になっているが、この書き方だと、一般の方や調達者が見た時にその関係がわからないのではないかと。また、基準値1は環境性能が高いと書いてあるが、例えばCFPは、もちろん工数もかかり、先鋭的ではあるが、環境性能が比較できるものではない。基準値1、基準値2の包含関係もどこかで表現できるとよいのではないかと。 また、今配慮事項の中にもCFPのように将来的に基準値1に格上げされ得る項目と、本筋とは違う容器包装の簡素化といった項目が混在している。調達者から見ると、少し活用しづらいため、その色分けを検討いただくとわかりやすくなる。	ご指摘のとおり、基準値1が基準値2も包含しているということが今のこの資料ではわかりづらく、対外的に説明する上で誤解を招きかねないところもあるため、直していきたい。配慮事項の色分けについては、従前より事務局で検討しているが、将来的に判断の基準に上るものとしての配慮事項と、容器包装に配慮するといったレベルのメインと離れた項目の濃淡が、対外的に見ても、調達者目線で見てわかりづらいため、継続的な検討を進めたい。
3	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料 2	2段階基準について	2050年カーボンニュートラルに向かう途中時点でも目標がある。省庁の活動量が今と変わらず、電源のCO2排出係数が下がっていく前提で、各製品がその時点でどれだけの環境性能になっていれば、将来目標に整合するのかを考えたときに、今基準値1のトップランナーの中から選ぶことで本当に整合するのが気になる。基準値1の製品を調達すれば、2030年目標が達成できるということが示せると、そういったものをこれから開発しようという目安になる。これからそういう視点で検討していけると良いのではないかと。	【平尾座長】バックキャスト的に2050年のカーボンニュートラルと各品目の位置付けを検討すべきというご指摘だと思う。難しいかもしれないが、カーボンフットプリントを付けるだけではなく、数値的にどこまで目指していくのかというようなことは示した方がいいかもしれない。
4	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料 2	2段階基準について	基準値1の定義を見ると、「調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準」ということで、もうすでに達成されているもののような印象を受ける。基準値1はもっと高いものだと思っていた。この基準値1だとすると、割とすぐに基準値2に変わっていつってしまう気もするが、いかがか。	これも設定するレベル次第であり、先ほどの視点を踏まえて、将来的に対応していくことだと思っている。原則、基準値1を買うような文言にしたが、実際に供給があるのか、仕様に合致したものが買えるのかといったことがあり、やってみないとわからないところも多分にある。基準値1が、簡単にクリアできる水準になれば、基準値を引き上げるという意図で書いているつもりだが、言うのは簡単だがやるのは大変という思いもある。一方で、長期的な視点が足りないというご指摘も先ほどあったので、両方の考えで進めていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
5	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 2	2段階基準につい て	参考資料2のようなかたちで、各省庁がどう調達発注されているか、実績として必ずしも100%になっていないのは、買えないからなのか、調達者がきちんと書き込まなかったからなのかといったところを確認し、フィードバックしながら引き上げていけると良い。今回進めていく中で、次の基準にバージョンアップしていけばいいのではないか。	
6	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 3－ 1	原材料に鉄鋼が使 用された物品	資料3－1の別記で、今の基準値1との関連だが、「原材料に鉄鋼が使用された物品」の基準値1の米印のところで「生産時期と出荷時期に差が生じている等により当該基準値1を適用することが困難な場合においてはこれを求めないこととする」とあるが、「求めないこととする」という書きぶりが強すぎる。もう少し判断の余地を与えるように、「困難を生じない場合においてはこの限りではない」くらいの表現とすべき。基準値1自体には「調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り」との記載もある。	支障がない限り、というところで読み込めるものと、入念的にこういうことだと安心していただくところ、文言が強すぎるのではないかという話とのバランスだと思う。納得できる文言になるようにすり合わせをしたい。
7	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 3－ 1	原材料に鉄鋼が使 用された物品	9ページの「原材料に鉄鋼が使用された物品」でグリーンスチールについて共通の判断の基準を作るというのは画期的だと思う。ただ、具体的な事例に即して考えると若干疑問がある。例えば、21ページの自動車、小型バスで言えば、基準値1が電動車等、基準値2が次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たす小型バスとなっていて、基準値2の次世代小型バスに1gでもグリーンスチールを使えば、基準値2から基準値1に格上げしてしまうのか。共通の基準を入れたからこそ出てきた問題だと思うが、グリーンスチールに即して言えば、使用量の基準がないため、極端な例が出てしまうのではないか。	ANDなのかORなのかわかりづらいということだと思う。基準値2しかないものは、基準値1と併せて適用するのはすぐにイメージできるが、基準値1がすでにあるものについて、さらにその上位の基準値1になるのかなど、読んでわかるように、閣議決定文に書ききれるかどうかわからないが、紛れがないようにしたい。
8	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 3－ 1	2段階基準につい て	レベル的には従前よりかなり良いところにきている。基準値1、基準値2という概念が、すぐには判然としない部分がどうしてもある。いろいろな品目や役務があり、それをすべて包含するのでやむを得ないことだが、1とか2ではなく、国民にイメージをわかせてもらえるものができるといいのではないか。いろいろな文の中で読むと、基準値1というのは質的なレベル、基準値2は量的なレベルの話をしたいのだと思った。ストリクトに分けられないのはもちろんだが、取り組む側にイメージをもたせられるような定義付けを含めて考えられるといいのではないか。ISOもenvironmental issueをそれぞれの分野でどうするか、統計を集めてやっており、その辺とうまく結びつけるようなことも必要なのではないか。次のステップでは国際的なレベルのところで辻褄を合わせ、日本としてはこうだというように持ち込む必要。ISOのそれぞれの大きな試験法のようなものも、具体的に少し入ってくると、ISOやJISとマッチングしやすくなるのではないか。	非常に重要な視点である。国際的な展開も、ネーミングの話も、内部でいろいろと検討したところであるが、本年度は対応しきれず従来の名前で提案しているところ。わかりやすくしていく、波及させていく、その後の国際的な展開ということも見据えて継続的に考えたい。
9	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 3－ 1	2段階基準につい て	2050年に対しての今の目標値は、ある程度段階で、数年ごとで変わってくる。国の方から引っ張って、ここまで来てくださいという目標値があってもいいのではないか。例えば、EPDを取っていないとグリーン購入の対象にならないというようなところまで持っていくという方法もひとつある。現状と目標値を踏まえ、そのような基準を検討してはどうか。	今回基準値1の提案を募集したところだが、何か将来的な目標なりを考えて、インプットまで持っていけるとまた違うと思う。時間がかかるがそういうことも視野に置きながら運用していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
10	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3－1	2段階基準について	今回、前文などで基準値1をかなり積極的に付けていくということで、逆に当たり前になってしまうという心配もある。ボトムアップをするという今までの発想から、基準値1で引っ張るということになってきたというところは大変すばらしいが、一方で確かに、米国のEPEATの扱いや欧州の考え方、あるいはEUの指令文を見ていくと、もっと強烈なものが出てきていて、そこまで目指すかは別かもしれないが、業界によっては、なるべく世界中で日本が先頭を行ってほしいという気持ちはある。世界標準を取ってほしいというくらいの気持ちはあるので、いろいろな議論をしていただきながら、目標に向けて目指していただければと思う。	
11	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3－2	自動車	資料3－2の47ページと48ページに自動車の判断基準があるが、その中の②を見ると、基準値1がア、基準値2がイと書いてあり、アが「電動車等であること。」で、イが「次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。」と書いてある。この次世代自動車の定義を48ページで見ると、備考5に「「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。」と書いてあり、電動車等がこの中にも含まれている。従って、次世代自動車の定義から電動車等を落とさなければいけないのではないか。	おっしゃるとおり、電動車等と次世代自動車が包含関係になっているためわかりにくく、書き分けを工夫する必要がある。一方で、発注時は、「次世代自動車」を仕様として指定して発注することになるため、こういった記載としている部分もある。ご意見を踏まえ検討したい。
12	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3－2	文具類	文具類の古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材パルプのところだが、森林認証材パルプというのは、パルプ用に丸太として、それが森林認証を取っているというものだけなのか、もしくは製材とか合板用の森林認証材、メインは製材とか合板に使うその残材の部分をパルプに回す場合というのもここに入ってくるものなのか。残材として出てくるものでも、トレースすれば森林認証材だが、そこが含まれていないとアンフェアではないか。	森林認証材のパルプの扱いは基本方針の備考に記載しているが、森林認証材と間伐材はクレジット方式を運用しており、製造に投入するバージンパルプの中に、製材などが入っていればそれも森林認証材パルプの内訳に入ってくると認識している。
13	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3－2	文具類	間伐材が主伐材かを分けるのは実は難しいところ。もちろん皆伐している場合は間伐材にならないが、択伐しているものは、主伐材なのか間伐材なのか。今長伐期になっていて、間伐材が主伐材くらいの大きさになっている時に、間伐材というのはどのように分けるのか。	現状グリーン購入法の運用では、林野庁が作成している「間伐材チップの確認のためのガイドライン」を以て間伐材であることを確認するということが事業者の取組として求められている。多様化してわかりづらくなっている部分についても、林野庁と連携して確認していくことは必要なため、検討を続けていきたい。
14	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3－2	文具類	16ページの文具の2つ目のバイオマスプラスチックの記載の部分だが、食べられるトウモロコシを食べられないトウモロコシにして、それを回収してプラスチックにするというものは厳しいのではないか。人口増加が世界的に起こっている中で、自給率等も含めて下げたくないと思っており、土地改変的なところで問題が起これなければ良い。共通部分に入れるという意味では、そのようなことがないよう注意書きがあると良い。	資料3－2の11ページの9にバイオマスプラスチックの定義を記載しており、「バイオマスプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。」とされている。文具類に限らず、様々なプラスチック素材を使ったものにおいて同様に定義しており、環境負荷低減効果が確認されたもののみ認めている。バイオマスプラスチックの評価は、過去に環境省がバイオマスプラスチックの導入ロードマップが作成した際に、丁寧に整理したところ。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
15	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3-2	食堂	有機農法でもCO2が増える場合もあり有機だからいいというわけではないため、どう評価していくか検討された方がいい。 エコマークを使ってOR基準を設定しているが、エコマークは一般の消費者が買うことを対象にしている、わかりやすくポピュラーなものとなっているため位置付けがある程度違う。 品目検討にあたっての基本的な考え方で、供給体制やコストについても書いてあるが、エコマークは供給体制やコストはあまり考えていない。環境項目で評価する面が多いため、エコマークが付いていれば何でもいいというのではなく、国は率先してやっているの、少し違うかたちでプラスαがあるというスタンスがあると、リーダーシップを取っていく意味ではないのではないか。	有機農業については、自然や、スペース、土壌など、総合的に考える必要があるというのはご指摘のとおりである。全体的な話だと思うが、エコマークの方が高い基準になっている場合や、基準値1の話も含めて、国がどう率先していくかという姿勢が見えづらいということかと思う。ひとつひとつ検討していく中で、また全体的に基準値1の運用を進めていく中で、エコマークとの連携の仕方ももう少しわかりやすくし、位置付けを明確化するなど、実務的にも個々見ていきたいと考える。
16	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3-2	温水器等	36ページの温水器について、確かにガスや石油温水機器で潜熱回収まですれば、それ以上できることはないくらい高性能である。ただし、カーボンニュートラルを考えた時に、基本的な方向としてやはり電化をしていく必要からヒートポンプが推奨される中で、これが基準値1と書いてあると、あたかもすごく推奨されているような印象を持たれてしまうのではないかと。例えば配慮事項に、まずはヒートポンプの適用を検討してみて、それが無理ならこれにしましょうというようなことが書けるか検討していただけると良い。	配慮事項も含めた追記ができるか検討する。
17	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3-2	再生プラスチック	33ページなどに「ポストコンシューマ材料の使用」と書いてあるかと思うが、この場合は同じプリンタやプリンタ複合機が使用後に回収された材料、水平リサイクルというように捉えていいか。	使用済みのプリンタ等を回収した原料や、プリンタに限らずポストコンシューマであれば認めることになっている。
18	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3-1	原材料に鉄鋼が使用された物品	45ページの鉄鋼使用品目、「削減実績量が付された」という表現は、日本鉄鋼連盟のガイドラインに載っているものなのか。49ページのマスバランスの方では、3つの検討事項の3つ目で「適切な表示・コミュニケーション」というのがあり、ISCCでは実配合のような価値を割り当てているということがはっきりわかるといった書き方をしている。49ページのマスバランスの検討が終わった後に、この辺の書きぶりも精査されるのか。	マスバランスという記載が、「付された」という表現が本当に適切なのかというところは指摘のとおり。業界からの提案どおりに記載をしているところ。一方で、それが適切な表現なのかは、今後もしっかりした議論が必要だと思う。関係省庁ならびに業界のみなさまと相談をした上で、適切な表現を考えていきたい。
19	環境物品等の調達の推進に関する基本方針の改定について	資料3-2	食堂	41ページの食堂は、基本的に調達に関する部分は、加工食品ではなく、食材が中心になっているのか。例えば加工方法を工夫した加工品もあると思うが、まずは食材から取り組む方針ということか。加工食品を含めないというのは何か意図はあるのか。工夫し始めている食品加工会社もあると聞いているので、そういう方々も対象になると良いと思う。	農林水産省から聞いている話では、「みえるらべる」の評価対象は農産物であるが、ラベルの表示は農産物とその農産物を原料とした加工食品、どちらに対しても可能ということである。なお、加工食品にみえるらべるを付ける際には、「この〇〇（加工食品名）に使用されている□□（農産物名）は温室効果ガス削減貢献の取組により栽培されたものです」といった記載とともにラベル表示していただくとのことである。 国等の機関がその食堂の事業者と契約する際に、その事業者が取り扱っている農産物が「見える化」農産物であるかどうかを確認する際には、その農産物の「登録番号」を記録しておくことによって、農林水産省のホームページにおいて、登録番号の付与された農産物やその生産者を確認することができる。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
20	環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針の改定につ いて	資料 3 - 1	全般	今回スチールについて分野横断の考え方が出てきたことは、新しい取組だと思う。実際には様々な素材が製品には使われている。全体としては素材を横断的に考えていくのはいい方向だと思う。この方向をもう少し議論を深めながら、どのように基準に入れていくのかぜひご検討いただきたい。	